

青森県自助・共助による防災の 取組の推進に関する条例案の骨子

青森県危機管理局防災危機管理課

条例案の骨子

- ・ 目的
- ・ 基本理念
- ・ 各主体の責務
- ・ 自助・共助による防災の取組の推進に関する施策
- ・ 自助・共助による防災の取組の推進に関する施策の基本となる事項
- ・ あおもり防災ウィーク
- ・ 自助・共助による防災の取組の推進を行う主体等に対する支援措置
- ・ 財政上の措置

条例案の骨子

【目的】

自助・共助による防災の取組の推進について基本理念を定め、県・市町村・県民・事業者・自主防災組織等の責務を明らかにするとともに、自助・共助による防災の取組に関する施策の基本となる事項を定めることで、災害から県民等の生命、身体等が保護され、もって災害に強い地域社会づくりに寄与すること

【基本理念】

自助・共助による防災の取組の推進は、災害発生時の人々の生命、身体等に対する被害の防止又は被害の最小化を図るために自らの生命、身体等を自ら守ることが重要との認識の下、次の事項を旨として行う

- (1) 年齢、性別、障がいの有無、地域の特性その他の事情に応じて、自主的かつ積極的に行われること
- (2) 県、市町村、県民、事業者、自主防災組織等、防災支援団体等が相互に連携し、及び協力すること

条例案の骨子

【各主体の責務】

＜県の責務＞

- ① 基本理念にのっとり、自助・共助による防災の取組の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定・実施し、公助の担い手として、本県の地域と県民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、関係機関や他の地方公共団体の協力を得て、本県の地域防災計画などの計画を作成・実施するものとする
- ② 防災支援団体による防災活動が災害時に果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、防災支援団体との連携に努めるものとする

＜市町村の責務＞

- ① 基本理念にのっとり、公助の担い手として、市町村の地域と住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、関係機関や他の地方公共団体の協力を得て、その市町村の地域防災計画などの計画を作成・実施するものとする
- ② 基本理念にのっとり、住民一人一人が行う防災活動や自主防災組織などの、地域の多様な主体が自発的に行う防災活動の促進に努めるものとする
- ③ 防災支援団体による防災活動が災害時に果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、防災支援団体との連携に努めるものとする

条例案の骨子

【各主体の責務】

＜県民の責務＞

基本理念にのっとり、自助・共助による防災の取組の必要性への理解を深め、自助・共助による防災の取組を行うよう努めるとともに、県が行う自助・共助による防災の取組の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない

＜事業者の責務＞

基本理念にのっとり、自助・共助による防災の取組の必要性への理解を深め、その事業活動に関し自助・共助による防災の取組を行うよう努めるとともに、県が行う自助・共助による防災の取組の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない

＜自主防災組織等の責務＞

基本理念にのっとり、自助・共助による防災の取組を行うよう努めるとともに、県が行う自助・共助による防災の取組の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない

条例案の骨子

【自助・共助による防災の取組の推進に関する施策】

県は、自助・共助による防災の取組の推進のため、次に掲げる施策と、その他に必要な施策を講ずるものとする

- (1) 県民・事業者の防災に関する知識と技能の習得のための研修などの実施に関する施策
- (2) 自助・共助による防災の取組の推進に係る人材の育成に関する施策
- (3) 県民・事業者による物資の備蓄の促進に係る普及啓発に関する施策
- (4) 消防団・自主防災組織等の活動に係る理解の増進に関する施策
- (5) 自主防災組織等の設立等に係る普及啓発に関する施策
- (6) 自主防災組織等の活動の充実強化に関する施策
- (7) 事業者による資機材の整備や点検に係る普及啓発に関する施策
- (8) 建築物を含む工作物の倒壊等や家具等の転倒等により人の生命又は身体に対する被害の防止に係る普及啓発や対策の促進に関する施策
- (9) 災害が発生し、発生するおそれがある場合における、県民等による自助・共助による防災の取組の実施に係る情報発信に関する施策
- (10) 市町村・自主防災組織等による避難行動要支援者への避難支援の円滑な実施の促進に関する施策

条例案の骨子

【自助・共助による防災の取組の推進に関する施策の基本となる事項】

＜防災に関する知識等の習得＞

県民は、防災に関する研修や訓練への参加、県や市町村等が提供する防災に関する情報を活用すること等により、防災に関する最新の知識及び技能の習得に努めなければならない

＜災害が発生するおそれがある場所等の確認＞

県民は、次の事項を確認するよう努めなければならない

- (1) 居住地、勤務地等の地域で災害が発生するおそれのある場所
- (2) 居住地、勤務地等の地域に関する避難場所、避難所、避難経路、避難方法
- (3) 家族等の安否確認の方法
- (4) その他安全の確保に必要な事項

＜物資の備蓄等＞

- 1 県民は、自ら災害が発生した場合に必要とする食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない
- 2 県民は、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるよう準備するよう努めなければならない

条例案の骨子

【自助・共助による防災の取組の推進に関する施策の基本となる事項】

＜従業員等の安全の確保等＞

- 1 事業者は、災害が発生した場合に従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、事業の継続・早期の再開ができるよう事業の継続に関する計画の作成等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- 2 事業者は、地域における防災に関する活動に協力するよう努めなければならない

＜建築物の倒壊等の防止＞

- 1 建築物を含む工作物を所有し、又は管理する者は、地震等による建築物を含む工作物の倒壊等で人の生命又は身体に対する被害が発生することを防止するための必要な措置を講じるよう努めなければならない
- 2 県民、事業者は、地震等による家具等の転倒等により人の生命、身体に対する被害が発生することを防止するための必要な措置を講じるよう努めなければならない

＜消防団の役割に関する理解等＞

県民及び事業者は、消防団の役割に関する理解を深めるよう努めるとともに、消防団の活動に協力するよう努めなければならない

＜自主防災組織等の役割に関する理解等＞

県民は、自主防災組織等の役割に関する理解を深めるよう努めるとともに、自主防災組織等の活動に参加するよう努めなければならない

条例案の骨子

【自助・共助による防災の取組の推進に関する施策の基本となる事項】

＜自主防災組織等の活動＞

- 1 自主防災組織等は、県、市町村、事業者、防災支援団体等の協力を得て、地域の特性に応じて、定期的に防災に関する研修や訓練等を行うよう努めなければならない
- 2 自主防災組織等は、避難行動要支援者が避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する必要な情報の把握に努めなければならない

＜避難の指示があった場合の安全の確保のための措置等＞

- 1 県民は、県や市町村等が提供する防災に関する最新の情報を収集するとともに、市町村長等から避難の指示等があつた場合や自ら避難が必要と判断した場合には、速やかに安全確保のための措置を講ずるよう努めなければならない
- 2 県民は、避難時に近隣の者に対して避難の必要性を伝える等相互の協力に努めなければならない
- 3 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、地域住民の安全確保のため、地域住民に対し災害等に関する情報を伝え、避難の誘導等を行うよう努めなければならない

＜避難所の運営等＞

- 1 避難所の運営に携わる者は、避難所に滞在する者の事情（年齢、性別、障がいの有無等）を踏まえ、避難所の良好な生活環境の確保のための必要な措置を講じるよう努めなければならない
- 2 避難所滞在者は、避難所運営に協力するとともに、円滑な共同生活を送るため、相互協力に努めなければならない

条例案の骨子

【あおもり防災ウィーク】

- 1 県民、事業者の間に広く自助・共助による防災の取組への関心と理解を深めるため、あおもり防災ウィークを設ける
- 2 あおもり防災ウィークは、知事が定める期間とする
- 3 県は、あおもり防災ウィークにおいて、趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする

【自助・共助による防災の取組の推進を行う主体等に対する支援措置】

- 1 県は、自助・共助による防災の取組を行う県民、事業者、自主防災組織等に対する必要な助言、協力その他の支援措置を講ずるものとする
- 2 県は、市町村が自助・共助による防災の取組の推進に関する施策を実施する場合は、必要な助言、協力その他の支援措置を講ずるものとする

【財政上の措置】

県は、自助・共助による防災の取組の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする